

1 背景と目的

道ではこれまで、本道における住宅政策の指針となる北海道住生活基本計画に基づき、安全で安心な北海道らしい住まいづくりや、住宅関連産業の振興を目標に、公営住宅等の住宅セーフティネットの整備や、空き家対策等の住環境整備等を推進し、北海道における住生活の安定の確保と向上の促進に一定の成果を上げてきました。

しかしながら、本道では、世帯・人口減少、少子高齢化、空き家の増加等に加え、自然災害の頻発・激甚化、過疎集落の増加、地域の高齢化等、住生活を取り巻く環境が急激に変化しています。これらに対応するため、住宅や地域の安全・安心の確保、地域コミュニティの活性化に向けた取組がより一層求められています。

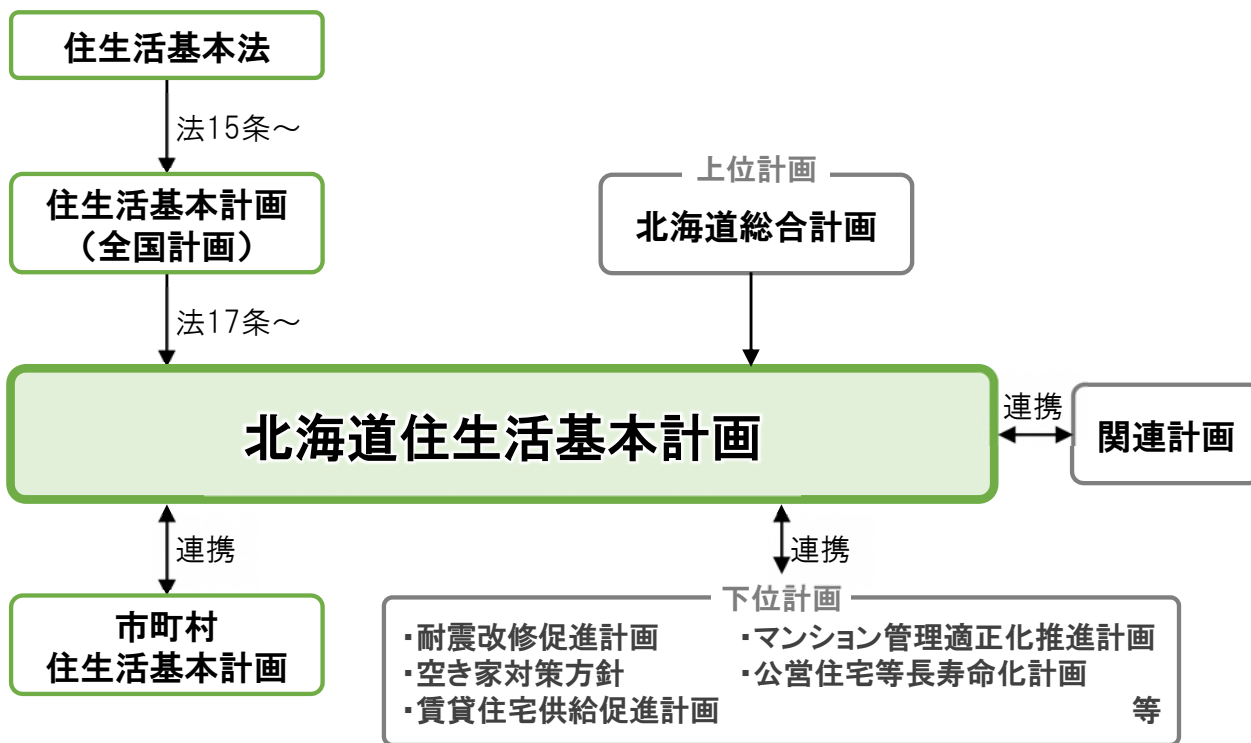
また、気候変動問題への対応とした住生活の脱炭素化や、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅困窮者の増加や都市部から地方部への移住の関心が高まる等、安定した住宅確保や暮らしの多様化に対する取組が求められています。

本計画は、住生活基本法（以下「法」という。）の基本理念や住生活基本計画（全国計画）（以下「全国計画」という。）等を踏まえ、本道における住生活を取り巻く現状と課題を整理したうえで、本道に住むすべての人が「安心」「生きがい」「住み続けたい」を感じられる住生活の実現に向け、計画的に施策を推進することを目的に策定します。

2 位置づけ

本計画は、法の基本理念や全国計画を踏まえ、住生活基本法第17条第1項に基づく都道府県計画として、住宅施策の目標、施策の方向性、重点的な取組を定めるものであり、本道における住宅政策の指針となることを目指します。

本計画は、本道の上位計画や関連計画と連携するとともに、地域の特性に応じた市町村計画との連携も図ります。



※本計画は、北海道総合計画における「特定分野別計画」として位置づけられています。

3 根拠法令概要 ～住生活基本法について～

<p>目的 (法1条)</p>	<p>この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>基本理念 (法3～6条)</p>	<p>社会経済情勢の変化の的確な対応などをして、住生活の基盤となる良質な住宅の供給等を図ること(法3条)</p> <p>地域特性に応じるなどをして、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成を図ること(法4条)</p> <p>民間事業者の能力や既存住宅の有効活用を図りつつ、住宅購入者等の利益の擁護及び増進を図ること(法5条)</p> <p>国民の健康で文化的な生活のため、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を図ること(法6条)</p>
<p>責務等 (法7～10条)</p>	<p>国及び地方公共団体は、住生活の安定の確保等に関する施策を策定し、実施する責務などを有する(法7条)</p> <p>住宅関連事業者は、住宅の品質や性能を確保するために、必要な措置を適切に講ずる責務などを有する(法8条)</p> <p>(国、事業者、居住者、地域、保健福祉などを含む)関係者相互の連携・協力に努めなければならない(法9条)</p> <p>政府は、施策実施に必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない(法10条)</p>
<p>基本的施策 (法11～14条)</p>	<p>住宅の品質・性能の維持向上及び管理の合理化・適正化のために必要な施策を講ずる(法11条)</p> <p>居住環境の維持向上のために必要な施策を講ずる(法12条)</p> <p>住宅市場の環境整備のために必要な施策を講ずる(法13条)</p> <p>公営住宅、災害復興住宅などの供給等、居住の安定の確保のために必要な施策を講ずる(法14条)</p>
<p>都道府県計画 (法17条第1項)</p>	<p>都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画(以下「都道府県計画」という。)を定めるものとする。</p>
<p>定めるもの (法17条第2項)</p>	<p>(1) 計画期間 (2) 基本的な方針 (3) 目標 (4) 目標を達成するための基本的な施策に関する事項 (5) 計画期間における公営住宅の供給の目標量 (6) 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p>

4 見直しスケジュール及び北海道住宅対策審議会の審議概要

住生活基本計画見直しに係る国・道の実施事項		住宅対策審議会（黄：審議会、緑：専門部会）
令和2年 10月16日	【道】9月～翌1月 意見聴取 (市町村・民間事業者)	【令和2年度 第1回審議会】 ・北海道における住宅政策のこれまでと今後について ・専門部会の設置
令和2年 11月5日	【国】10月 全国計画(骨子案)	【令和2年度 第1回専門部会】 ・これまでの取組について(施策・取組・成果指標) ・社会経済情勢・市町村等の状況・課題について(総論) ・住生活基本計画見直しにあたっての論点(案)について
令和2年 12月25日		【令和2年度 第2回専門部会】 ・居住者からの視点の施策検討の方向性(案)について ・防災・まちづくりからの視点の施策検討の方向性(案)について
令和3年 1月22日	【国】1月 全国計画(案)	【令和2年度 第3回専門部会】 ・ストックからの視点の施策検討の方向性(案)について ・事業者からの視点の施策検討の方向性(案)について
令和3年 2月18日		【令和2年度 第2回審議会】 ・諮問について <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">諮問(案)</p> <p style="text-align: center;">【これからの北海道における住宅政策のあり方】</p> <p style="text-align: center;">＜求める意見(案)＞ 住生活の理想像、施策の目標、 施策の方向性、施策の推進方針</p> </div> ・これまでの議論について
	【国】3月 全国計画策定	【令和2年度 第4回専門部会】 ・全国計画(案)概要説明 ・これからの北海道における住宅政策について
令和3年 5月18日		【令和3年度 第1回専門部会】 ・答申(素案)について
令和3年 6月11日		【令和3年度 第1回審議会】 ・答申(案)について
令和3年 7月9日		答申手交
令和3年 11月15日		【令和3年度 第2回審議会】 ・計画(素案)について
令和4年 1月	【道】12月～1月 意見聴取(パブコメ等)	
令和4年 2月		【令和3年度 第3回審議会】 ・計画(案)について
令和4年 3月	【道】令和4年3月 計画決定	